

岩手県告示第589号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第561号）で公示した公共測量を終了した旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成26年8月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田市小友町字金浜地内
- 2 実施した期間 平成26年7月2日から同月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）